政　令

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

政令第二百七十三号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第二条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

別表四の項（二）中「無人航空機」の下に「又はその製造用の装置若しくは試験装置若しくはこれらの部分品」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　城島　正光
国土交通大臣　羽田雄一郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　岡田　克也

告　示

○公正取引委員会・消費者庁告示第七号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、別表の「規約」欄記載の規約の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月七日

公正取引委員会委員長代理委員　濵田　道代
消費者庁長官　阿南　久

一　別表の「申請者」欄記載の公正取引協議会の申請に係る同表の「規約」欄記載の規約の一部変更を平成二十四年十月十八日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

別表の「事業の種類」欄記載のとおり。

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

別表の「規約」欄記載の規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、それぞれ不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別表

申請者	事業の種類	規約
全国味噌業公正取引協議会会長　赤羽総一郎	みそ製造業、販売業及び輸入販売業	みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十二年公正取引委員会告示第四十八号）
全国味噌業公正取引協議会会長　赤羽総一郎	みそ製造業、販売業及び輸入販売業	みその表示に関する公正競争規約（平成十六年公正取引委員会告示第四号）

別記

一　みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（定義） **第2条**　この規約において「みそ」とは、次に掲げるものであって、半固体状のものをいう。 (1)　大豆若しくは大豆及び米、麦等の穀類の穀類を蒸煮したものに、米、麦等の穀類を蒸煮してこうじ菌を培養したもの又は大豆若しくはこれに米、麦等の穀類を蒸煮したものに食塩を混合したものを発酵させ、及び熟成させたもの (2)　(1)に砂糖類（砂糖、糖みつ及び糖類をいう。）、風味原料（かつおぶし、煮干魚類、こんぶ等の粉末又は抽出濃縮物、醤油、たん白加水分解物、酵母エキスその他これらに類する食品をいう。）等を加えたもの 2　この規約において「米みそ」とは、みそのうち、大豆（脱脂加工大豆を除く。以下同じ。）を蒸煮したものに、米を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「米こうじ」という。）を加えたものに食塩を混合したものをいう。 3　この規約において「麦みそ」とは、みそのうち、大豆を蒸煮したものに、大麦又ははだか麦（以下「麦」という。）を蒸煮してこうじ菌を培養したものに食塩を混合したものをいう。	（定義） **第2条**　この規約において「みそ」とは、大豆若しくは大豆及び米、麦等の穀類を蒸煮したものに、米、麦等を加えたもの又は大豆若しくはこれに米、麦等の穀類を蒸煮したものにこうじ菌を培養したものを蒸煮してこうじ菌を培養したもの若しくはこれに米、麦等の穀類を蒸煮したものに食塩を加えたものを発酵させ、及び熟成させた半固体状のものをいう。 2　この規約において「米みそ」とは、大豆（脱脂加工大豆を除く。以下同じ。）を蒸煮したものに、米を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「米こうじ」という。）を加えたものに食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させた半固体状のものをいう。 3　この規約において「麦みそ」とは、大豆を蒸煮したものに、大麦又ははだか麦（以下「麦」という。）を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（以下「麦こうじ」という。）を加え、これを発酵させ、及び熟成させた半固体状のものをいう。